

まちな匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱

平成24年4月20日制定
平成24年10月22日改正
平成25年4月15日改正
平成25年9月2日改正
平成26年3月31日改正
平成26年11月7日改正
平成27年4月7日改正
平成27年10月23日改正
平成28年4月1日改正
平成29年4月6日改正
平成30年4月2日改正
平成30年7月20日改正
平成30年8月1日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に存する木造住宅及び京町家等の耐震改修を促進し、安心安全のまちづくりに寄与するため、まちな匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金(以下「補助金」という。)の交付等に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、建築基準法及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)をいう。ただし、京町家等を除く。
- (2) 京町家等 伝統的軸組構法により建築された木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。)であって、建築基準法の規定が適用されるに至った際(昭和25年11月23日)、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であったものをいう。
- (3) 景観重要建造物等 次のいずれかの京町家等をいう。
 - ア 景観法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定を受けたもの
 - イ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定により歴史的風致形成建造物の指定を受けたもの
 - ウ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の指定を受けたもの
- (4) 耐震診断 別表第1(イ)欄に掲げるいずれかの方法により、地震に対する木造住宅又は

京町家等の安全性を評価することをいう。

(5) 耐震改修設計 地震に対する木造住宅又は京町家等の安全性の向上を目的として、次に掲げる事項すべてを作成する設計をいう。

ア 耐震改修工事の設計図書

イ 耐震改修工事の工事費見積り

ウ 耐震改修工事後の耐震診断書

(6) 本格耐震改修 別表第2(イ)欄に規定する工事をいい、耐震改修設計を含むことができる。

(7) 簡易耐震改修 別表第3(イ)欄に規定する工事をいう。

(8) 防火改修 別表第5(イ)欄に規定する工事をいう。

(9) 公的機関 国、地方公共団体その他公的な機関をいう。

(10) 下請契約 第3条第1項に規定する工事を請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該補助対象工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

(11) 元請負人 下請契約における注文者で建設業法第2条第3項に規定する建設業者であるものをいう。

(12) 下請負人 下請契約における請負人をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次のいずれかに該当する工事をいう。ただし、第2号及び第3号に該当する工事については、別に定める基準を満たすものに限る。

(1) 本格耐震改修

(2) 簡易耐震改修

(3) 防火改修

2 前項に定める工事は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる工事を併用することができる。

(1) 本格耐震改修を行う場合 防火改修

(2) 簡易耐震改修を行う場合 防火改修

(3) 防火改修を行う場合 本格耐震改修又は簡易耐震改修

(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、次に掲げる基準のいずれにも適合することを要する。

(1) 本市の区域内に存する木造住宅又は京町家等であること。

(2) 建築基準法施行令の一部を改正する政令(昭和55年7月14日政令第196号)の施行の際(昭和56年6月1日)、現に存し、又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった建築物であること。ただし、地震(京都府木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第3条第2項第一号イに規定する地震をいう。)による被害を受けたことについて、り災証明書により証明されている建築物であって、簡易耐震改修を行う場合は、この限りでない。

(3) 本格耐震改修を行う場合は、耐震診断の結果、構造評点が1.0相当未満であること。

(4) 簡易耐震改修のうち、別表第3(イ)欄①又は⑦を行い、耐震診断を行う場合は、耐震診

断の結果、構造評点が1.0相当未満であること。

- (5) 防火改修を行う場合は、京都市防災まちづくり推進事業補助金交付要綱第3条の2に規定する区域に存する建築物であること。
- (6) 現に居住の用に供している建築物又は補助対象工事の完了後速やかに居住の用に供する建築物であること。
- (7) 公的機関が所有する建築物でないこと。
- (8) 公的機関から、耐震改修等に関する同種類別の補助金その他の金銭的給付の交付を受けていない建築物であること。ただし、この要綱、京都市木造住宅耐震改修計画作成要綱（平成30年3月31日廃止）及び京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成31年3月31日廃止）に基づく補助金を除く。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象建築物の所有者（補助対象建築物を所有する予定の者を含む。）又は居住者（補助対象建築物に居住する予定の者を含む。）とする。

（関係権利者の同意）

第6条 補助対象者であって、補助対象工事の実施を予定し、補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が補助対象建築物を所有する予定の者である場合は、申請者は、補助対象工事の実施について当該補助対象建築物の現在の所有者の同意を得なければならない。

- 2 申請者が補助対象建築物の居住者である場合は、申請者は、補助対象工事の実施について当該補助対象建築物の所有者の同意を得なければならない。
- 3 補助対象建築物が賃貸住宅である場合は、申請者は、補助対象工事の実施について当該補助対象建築物の賃貸人及び賃借人の全員の同意を得なければならない。
- 4 補助対象建築物が複数の者の共有に属する場合は、申請者は、共有者の全員の同意を得なければならない。
- 5 前各項の同意が得られない特別の事情がある場合において、市長がやむを得ないと認めるときは、前各項の規定は、適用しない。

（長屋の特例）

第7条 簡易耐震改修及び防火改修を行う補助対象建築物が長屋であって、補助対象工事の内容、関係権利者の状況及びこの要綱に基づく補助金を過去に受けた経過等を審査して市長が適当と認める場合においては、第4条第2号及び第5号から第8号まで、第5条、第6条第1項から第4項まで、第8条並びに第18条第1号中「建築物」とあるのは、「住戸」と、「補助対象建築物」とあるのは、「補助金の交付の対象となる住戸」と読み替えて、第4条第2号及び第5号から第8号まで、第5条、第6条第1項から第4項まで、第8条並びに第18条第1号の規定を適用することができるものとする。

（工事施工者の要件）

第8条 補助対象工事を施工する者（元請負人又は下請負人を含む。以下「工事施工者」という。）であって、簡易耐震改修（別表第3（い）欄⑥及び⑭を除く。）及び防火改修を施工する者は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。ただし、第4条第2号ただし書きに規定する建築物の補助対象工事で、やむを得ないと

市長が認める場合については、この限りでない。

(補助対象費用)

第9条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

2 補助対象工事に係る消費税相当額は、補助対象費用に含めることができない。

(補助金の額)

第10条 本格耐震改修を行う場合は、次に掲げる額を補助金の額とする。

(1) 別表第2（い）欄に掲げる工事種別に応じ、工事種別ごとの補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）

(2) 前号の規定により算出した補助金の額が、別表第2（ろ）欄に掲げる工事種別ごとの限度額を超えるときは、当該限度額

2 簡易耐震改修を行う場合は、次に掲げる額を工事種別ごとの補助金の額とする。

(1) 別表第3（い）欄に掲げる工事種別に応じ、工事種別ごとの補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）

(2) 前号の規定により算出した工事種別ごとの補助金の額が、別表第3（ろ）欄に掲げる工事種別ごとの限度額を超えるときは、当該限度額

(3) 別表第3（い）欄に掲げる工事種別については、複数の工事種別の補助金の交付を併せて受けることができるものとする。ただし、この場合の補助金の合計額は別表第4（ろ）欄に掲げる額を限度とする。

3 防火改修を行う場合は、次に掲げる額を工事種別ごとの補助金の額とする。

(1) 別表第5（い）欄に掲げる工事種別に応じ、工事種別ごとの補助対象費用の額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てた額）

(2) 前号の規定により算出した工事種別ごとの補助金の額が、別表第5（ろ）欄に掲げる工事種別ごとの限度額を超えるときは、当該限度額

(3) 別表第5（い）欄に掲げる工事種別については、複数の工事種別の補助金の交付を併せて受けることができるものとする。ただし、この場合の補助金の合計額は500,000円（京町家等にあつては600,000円）を限度とする。

4 第3条第2項に規定する併用工事を行う場合は、実施する工事種別に応じて、それぞれ前3項の規定により算出された額を合わせた額を、補助金の額とする。

5 補助対象建築物が第7条の特例の適用を受ける長屋である場合においては、住戸ごとに第2項から前項までの規定を適用して補助金の額を算出することができるものとする。

6 前項の場合においては、第2項、第3項、第8項、別表第3、別表第4及び別表第5中「限度額」とあるのは「1住戸当たりの限度額」と、「補助金の合計額」とあるのは「1住戸当たりの補助金の合計額」と読み替えるものとする。

7 補助対象建築物が過去にこの要綱、京都市木造住宅耐震改修計画作成補助金（平成30年3月31日廃止）又は京都市木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成31年3月31日廃止）に

基づく補助金の交付を受けている場合における、第1項から第3項までの適用については、「工事種別ごとの限度額」とあるのは「工事種別ごとの限度額から過去に交付を受けた当該工事種別ごとの補助金の額を差し引いた額」と、「当該限度額」とあるのは「当該額」と、「別表第4（ろ）欄に掲げる限度額」とあるのは「別表第4（ろ）欄に掲げる限度額から過去に交付を受けた当該工事種別の補助金の合計額を差し引いた額」と、「500,000円（京町家等の場合は600,000円）」とあるのは「500,000円（京町家等の場合は600,000円）から過去に交付を受けた当該工事種別の補助金の合計額を差し引いた額」と読み替えるものとする。

- 8 補助対象建築物が長屋であって、その住戸数が5を超える場合においては、第2項第3号中「別表第4（ろ）欄に掲げる限度額」とあるのは「木造住宅にあつては、2,000,000円（別表第3（い）欄①の工事を行わない場合1,000,000円）、京町家等にあつては、2,500,000円（別表第3（い）欄⑦の工事を行わない場合1,500,000円）を住戸数で割った額」と、第3項第3号中「500,000円（京町家等にあつては600,000円）」とあるのは「2,500,000円（京町家等にあつては3,000,000円）を住戸数で割った額」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

第11条 申請者は、交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月1日までに市長に申請しなければならない。ただし、耐震改修設計を含む本格耐震改修を行う場合にあつては、第8号、第10号、第11号及び第12号を除く。

- (1) 補助対象工事に係る下請負人リスト（第8条の規定に適合する工事施工者が下請負人のみである場合に限る。）
- (2) 付近見取図
- (3) 補助対象建築物の建築時期を確認できる書類
- (4) 申請者が第5条の規定に適合する者であることを証する書類（交付申請書の提出時において3箇月以内に証明されたものに限る。）ただし、所有予定者及び居住予定者を除く。
- (5) 交付申請額算出書（木造住宅の場合は第2-1号様式、京町家等の場合は第2-2号様式）
- (6) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (7) 補助対象工事の現状図面（縮尺100分の1程度）
- (8) 補助対象工事の計画図面（縮尺100分の1程度）
- (9) 補助対象工事の着手前の状況を示す写真（補助対象建築物の全景写真）
- (10) 本格耐震改修を行う場合であつて120㎡を超える京町家等の場合は、耐震改修設計後の補助対象建築物の求積図
- (11) 耐震診断を要する補助対象工事を行う場合は、耐震改修計画書（第3号様式）
- (12) 本格耐震改修を行う場合若しくは簡易耐震改修の別表第3（い）欄①又は⑦の工事を行う場合にあつては、耐震改修設計後の耐震診断書
- (13) 耐震改修設計を含む本格耐震改修を行う場合は、耐震改修計画作成者が所定の講習を修了したこと又は建築士であることを証する書面
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書が提出された日から30日以内に補助金の交付及び交付予定額を決定す

るものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、同期間を延長することができる。

3 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、交付決定通知を受けるより前に、補助対象工事の実施に係る施工事業者との契約の締結及び工事の着手をしてはならない。

(補助対象工事の履行期間)

第12条 申請者であつて、補助対象工事を実施する者（以下「工事実施者」という。）は、当該年度の3月15日（以下「完了期日」という。）までに補助対象工事を完了し、第15条の規定に基づき実績の報告を行わなければならない。

2 本格耐震改修を行う場合で、完了期日までに補助対象工事を完了する見込みがないときは、工事実施者は、次条第2項の規定による市長の承認の申請を行わなければならない。この場合において、市長は、理由及び予算の執行状況を勘案し、適当と認められた場合に限り、前項の規定にかかわらず、完了期日を交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の3月15日まで延長することができる。

3 補助対象工事に耐震改修設計を含む本格耐震改修を行う場合、工事実施者は、耐震改修設計の完了後、工事に着手するまでに、工事着手届出書（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象工事の計画図面（縮尺100分の1程度）
- (2) 120㎡を超える京町家等の場合は、耐震改修設計後の補助対象建築物の求積図
- (3) 耐震改修計画書（第3号様式）
- (4) 補助対象工事に要する費用の見積書
- (5) 耐震改修設計後の耐震診断書
- (6) その他市長が必要と認める書類

4 市長は、工事実施者から前項の規定による届出の提出を受けたときは、その旨を工事実施者に通知するものとする。

5 市長は、前項の規定により工事実施者から提出を受けた耐震改修設計に係る書類について不備があるときは、修正を指示することができる。

(変更の申請又は中止等の届出)

第13条 工事実施者は、交付決定通知後、補助対象工事の内容を変更しようとするとき又は補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。

2 工事実施者は、補助対象工事の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、変更承認申請書（第5号様式）に変更内容に関する書類を添えて、速やかに補助対象工事の変更の申請をしなければならない。ただし、次に定める軽微な変更の場合はこの限りでない。

- (1) 工事種別ごとの交付予定額に変更を生じない工事内容及び当該費用の変更
- (2) 工事施工者の変更
- (3) 工事実施者の住所の変更
- (4) その他市長が認めるもの

3 工事実施者は、補助対象工事を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止届出書（第6号様式）により、速やかに補助対象工事の中止又は廃止の届出をしなければならない。

4 市長は、第2項の規定による申請又は第3項の規定による届出があった場合において、当該内容が適当であると認める場合は、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（現場検査）

第14条 市長は、補助対象工事の執行の確認に必要な限度において、補助対象建築物に立ち入って検査を行うことができるものとする。

2 市長は、検査の結果、工事が適切に行われていないと認める場合は、適切に行われるよう工事実施者又は工事施工者に指示することができるものとする。

（実績の報告）

第15条 工事実施者は、補助対象工事の完了後速やかに、実績報告書（第7号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 補助対象工事に要した費用を支出したことを証する領収書の写し
- (3) 簡易耐震改修又は防火改修を行う場合、下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し（第8条の規定に適合する工事施工者が下請負人のみである場合に限る。）
- (4) 補助対象工事の着手前、実施中及び完了後の状況を示す写真（補助対象工事部位ごとの写真）及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面（縮尺100分の1程度）
- (5) 交付額決定算出書（工事種別ごとの交付予定額に変更がなく、補助対象費用に変更がある場合に限る。木造住宅の場合は第8-1号様式、京町家等の場合は第8-2号様式）
- (6) 軽微な変更がある場合は、その内容が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第16条 市長は、前条の規定により、実績報告書が提出された日から30日以内に交付額の決定をするものとする。ただし、当該期間内に決定ができない合理的な理由があるときは、同期間を延長することができる。

2 市長は、前項の規定により交付額を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を文書により申請者に通知するものとする。

（請求）

第17条 工事実施者は、交付額の決定の通知を受けた日から30日以内に補助金請求書（第9号様式）により補助金の請求を行わなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 市長は、次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 補助対象建築物について建築基準法に違反する事実が明らかとなったとき。
- (2) 補助対象工事の実施内容が適当でないとして市長が認めたとき。
- (3) 工事実施者が第12条第5項若しくは第14条第2項の規定に基づく指示に従わなかったとき又は補助対象工事を実施しなかったとき。
- (4) 工事実施者が第13条第2項の規定による変更の申請を怠ったとき。

- (5) 工事実施者から第13条第3項の規定による中止・廃止届出書の提出があったとき。
- (6) 工事実施者が完了期日を過ぎても第15条の規定による実績報告書を提出しなかったとき。
ただし、第12条第2項に基づく申請を行った場合は、この限りでない。
- (7) 補助対象工事の完了後速やかに居住の用に供しなかったと市長が認めるとき。
- (8) この要綱に定める補助要件を欠くに至ったとき。
- (9) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

(事務委託)

第19条 市長は、第11条第1項に規定する交付申請書の受付及び審査並びに第14条第1項に規定する検査その他補助金の交付に関する事務を適当と認める者に委託できるものとする。

(報告の徴収)

第20条 市長は、補助対象工事の実施状況等の確認に必要な限度において、工事実施者又は工事施工者に対し、当該補助対象工事の実施状況等に関し報告をさせることができる。

(補則)

第21条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の事前協議済通知に係る補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月17日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第11条第2項の規定による事前協議済通知を受けた補助対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第4号関係）

	(い) 耐震診断の方法	(ろ) 耐震診断を実施する者の要件
木造住宅	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年1月25日国土交通省告示第184号の別添をいう。以下「国指針」という。）の第1第1号及び第3号に基づく方法 ② 国指針の第1本文ただし書の規定に基づき国土交通大臣が認めた木造住宅の耐震診断の方法	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条に規定する耐震診断資格者（木造耐震診断資格者講習（一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づくものに限る。）を修了した者に限る。）
	③ 京都市都市計画局が直近で発行している「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断の方法	② 建築士法第2条第1項に規定する建築士
京町家等	④ 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく精密診断法（限界耐力計算による方法に限る。）	③ 木造住宅（ろ）欄①に規定する者
	⑤ 木造住宅（い）欄③に規定する方法	④ 木造住宅（ろ）欄②に規定する者

備考

- 1 別表第3（い）欄⑦に掲げる屋根の軽量化工事のみを行う場合については、別表第1（い）欄①又は②の手法とすることができる。

別表第2（第10条第1項関係）

	(い) 工事種別	(ろ) 限度額（いずれか小さい額とする）
木造住宅	① 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0未満であり、耐震改修後1.0以上となる耐震改修工事	① 1住戸当たりの限度額1,000,000円に住戸数を乗じて得た額 ② 1棟当たりの限度額5,000,000円
	② 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果0.7未満であり、耐震改修後0.7以上1.0未満となる耐震改修工事	③ 1住戸当たりの限度額500,000円に住戸数を乗じて得た額 ④ 1棟当たりの限度額2,500,000円
	③ 補助対象建築物の1階部分の構造評点が耐震診断の結果1.0未満から、耐震改修後1.0以上となる耐震改修工事（平家を除く。）	
京町家等	④ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0相当未満であり、耐震改修後1.0相当以上となる耐震改修工事	⑤ 1住戸当たりの限度額1,200,000円（当該京町家等の延べ面積が120㎡を超える場合にあつては、その超過面積1㎡当たり10,000円を加えた額。ただし、加算後の補助金の限度額は3,000,000円。）に住戸数を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） ⑥ 1棟当たりの限度額6,000,000円
	⑤ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果0.7相当未満であり、耐震改修後0.7相当以上1.0相当未満となる耐震改修工事	⑦ 1住戸当たりの限度額600,000円に住戸数を乗じて得た額 ⑧ 1棟当たりの限度額3,000,000円
景観重要建造物等	⑥ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果1.0相当未満であり、耐震改修後1.0相当以上となる耐震改修工事	⑨ 1住戸当たりの限度額1,600,000円（当該京町家等の延べ面積が120㎡を超える場合にあつては、その超過面積1㎡当たり10,000円を加えた額。ただし、加算後の補助金の限度額は3,400,000円。）に住戸数を乗じて得た額（その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） ⑩ 1棟当たりの限度額8,000,000円
	⑦ 補助対象建築物の構造評点が耐震診断の結果0.7相当未満であり、耐震改修後0.7相当以上1.0相当未満となる耐震改修工事	⑪ 1住戸当たりの限度額650,000円に住戸数を乗じて得た額 ⑫ 1棟当たりの限度額3,250,000円

備考

- 耐震診断は、別表第1（い）欄に掲げるいずれかの手法で行うこと。
- 耐震診断を行う者は、別表第1（い）欄に掲げる方法に応じ、（ろ）欄に掲げる者が行うこと。
- 京都市木造住宅耐震診断士等派遣要綱第29条第1項の規定による耐震改修基本計画作成結果報告書は、耐震改修設計として使用することができない。

別表第3（第10条第2項関係）

(い) 工事種別		(ろ) 限度額
木造住宅	① 耐震診断及び耐震改修設計により工事後の耐震性能が工事前よりも向上することを建築士が確認して行う，耐震壁の設置工事又は屋根の軽量化工事	300,000円
	② 屋根の軽量化工事（①を除く。）	200,000円
	③ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化する工事	100,000円
	④ 根継ぎ等により，土台又は柱等の劣化，蟻害を修繕する工事	200,000円
	⑤ 有筋の基礎を増設する工事	150,000円
	⑥ 耐震シェルターを設置する工事（第4条第2号ただし書きに規定する建築物を除く。）	200,000円
京町家等	⑦ 耐震診断及び耐震改修設計により工事後の耐震性能が工事前よりも向上することを建築士が確認して行う，土壁の設置工事又は屋根の軽量化工事	300,000円
	⑧ 屋根の軽量化工事（⑦を除く。）	200,000円
	⑨ 建築物の屋根構面又は2階の床組若しくは小屋組の水平構面を構造用合板等の設置により強化し，又は杉板等により補修する工事	100,000円
	⑩ 根継ぎ等により，土台又は柱等の劣化，蟻害を修繕する工事	200,000円
	⑪ 礎石等の基礎を補修する工事	200,000円
	⑫ 土壁を塗り直す工事	300,000円
	⑬ 柱脚部に足固め，根がらみを設置する工事	100,000円
	⑭ 耐震シェルターを設置する工事（第4条第2号ただし書きに規定する建築物を除く。）	200,000円

備考

- 1 屋根の軽量化とは，屋根を葺き替える工事であって，非常に重い屋根（土葺瓦）から重い屋根（棧瓦葺等）若しくは軽い屋根（金属板等）に葺き替えるもの又は重い屋根（棧瓦葺等）から軽い屋根（金属板等）に葺き替える工事をいう。
- 2 ①又は⑦の工事における建築士とは，建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。

別表第4（第10条第2項関係）

	(い) 複数の工事種別の組み合わせ	(ろ) 限度額
木造住宅	① 別表第3 (い) 欄①及び③から⑥までの1以上の工事	400,000円
	② 別表第3 (い) 欄②から⑥までの2以上の工事	200,000円
京町家等	③ 別表第3 (い) 欄⑦及び⑨から⑭までの1以上の工事	500,000円
	④ 別表第3 (い) 欄⑧から⑭までの2以上の工事	300,000円

別表第5（第10条第3項関係）

	(い) 工事種別	(ろ) 限度額
①	軒裏の防火改修工事	200,000円
②	開口部の防火改修工事	15,000円/m ²
③	長屋の界壁の防火改修工事	200,000円
④	外壁の防火改修工事	200,000円
⑤	感震ブレーカーの設置工事	50,000円

交 付 申 請 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	ふりがな： ----- 申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第11条第1項及び京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

補助対象建築物の概要	所在地	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同一 <input type="checkbox"/> その他（京都市）	
	建築年	（明治・大正・昭和・平成） _____ 年	
	住戸の形態	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 長屋（ _____ 戸 / 全 _____ 戸）	
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅（予定を含む） <input type="checkbox"/> 店舗等を兼ねる住宅 延べ面積 _____ m ² （うち居住部分 _____ m ² ） 居住部分の面積の割合 （ _____ % ≧ 50%） 居住部分以外の部分の用途（ _____ ）	
関係権利者の同意	関係権利者の同意を得ている。 （ <ul style="list-style-type: none"> ・所有予定者、居住者、居住予定者の場合…所有者の同意 ・複数の者で共有している住宅の場合…共有者全員の同意 ・賃貸住宅の場合…賃貸人及び賃借人の全員の同意 ） <input type="checkbox"/>はい 		

※ 申請を代理人に委任する場合は、以下について記入してください。

＜委任状＞

私（申請者）は、下記の者を代理人と定め、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金及び京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金に係る一切の手續の権限を委任します。

年 月 日

(委任者) 住所 _____
 氏名 _____

記

(代理人) 住所 _____
 氏名 _____
 電話（日中連絡がつく番号） _____

以上

受付欄
※この欄は記入しないでください

受付番号
(耐震)

(防火)

(_____ 学区)
(省エネ)

受付印

中間検査予定日

京都市のすまいに関する助成制度等の利用状況

- | | | |
|---------------------------------|------------|-------|
| 1 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業 | □申請（予定を含む） | □予定なし |
| 2 既存住宅の省エネリフォーム支援事業 | □申請（予定を含む） | □予定なし |
| 3 住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業 | □申請（予定を含む） | □予定なし |
| 4 空き家の活用・流通支援等補助金 | □申請（予定を含む） | □予定なし |
| 5 指定京町家改修補助金・個別指定京町家維持修繕補助金 | □申請（予定を含む） | □予定なし |

□ まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金

種 別	<input type="checkbox"/> 木造住宅 <input type="checkbox"/> 京町家等 <input type="checkbox"/> 景観重要建造物等		
階 数	地上 _____階建て		
申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 所有予定者 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 居住予定者		
補助対象工事の内容	まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第3条第1項の規定に適合する工事である。 ➡ <input type="checkbox"/> はい		
防火改修	京都市防災まちづくり推進事業補助金交付要綱第3条の2に規定する区域に存する。 ➡ <input type="checkbox"/> はい		
過去に利用した耐震化支援制度	本市の木造住宅耐震化支援事業を利用したことがある場合は記入してください。 <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震診断士等派遣事業…(受付番号： _____年 月) <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修助成事業…(_____年 月) <input type="checkbox"/> 木造住宅耐震改修計画作成助成事業…(_____年 月) <input type="checkbox"/> まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業…(_____年 月)		
	過去に、上記の事業以外に、公的機関から耐震改修に関する同種類別の補助金の交付について ➡ <input type="checkbox"/> 受けたことがない		
補助対象工事に要する費用(税抜き)	A 本格耐震改修	円	合計金額 _____円
	B 簡易耐震改修	円	
	C 防火改修	円	
交付申請額	D 本格耐震改修	円	合計金額 _____円
	E 簡易耐震改修	円	
	F 防火改修	円	
補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者(予定)	業 者 名： 本店所在地：〒 _____	担当 者： 電 話： _____	
補助事業実施予定期間	_____年 月 日 ~ _____年 月 日		

共通添付書類一覧(番号順に添付のこと)	
(1) 補助対象工事に係る下請負人リスト (工事元請負人(予定)が、本店又は主たる事務所を京都市外に置く場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(2) 付近見取図	<input type="checkbox"/> 添付
(3) 補助対象建築物の建築時期を確認できる書類	<input type="checkbox"/> 添付
(4) 所有者又は居住者であることを証する書類(交付申請時から3箇月以内に証明されたものに限る。)	<input type="checkbox"/> 添付
(5) 交付申請額算出書 (木造住宅の場合は第2-1号様式、京町家等の場合は第2-2号様式)	<input type="checkbox"/> 添付
(6) 補助対象工事に要する費用の見積書	<input type="checkbox"/> 添付
(7) 補助対象工事の現状及び計画図面(縮尺100分の1程度)	<input type="checkbox"/> 添付
(8) 申請建築物の全景写真	<input type="checkbox"/> 添付
(9) その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要

耐震診断必要工事 追加添付書類一覧(番号順に添付のこと) ※ 本格耐震改修 又は 簡易耐震改修のうち耐震診断を行う場合	耐震改修設計 未実施	耐震改修設計 実施済
(10) 耐震改修設計後の求積図(延べ面積120㎡を超える京町家等のみ)	-	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(11) 耐震改修計画書(第3号様式)	-	<input type="checkbox"/> 添付
(12) 耐震改修設計後の耐震診断書	-	<input type="checkbox"/> 添付
(13) 耐震改修計画作成者が所定の講習を修了したこと又は建築士であることを証する書面	<input type="checkbox"/> 添付	-

□耐震改修（本格耐震改修）							
耐震改修後の構造評点					(う) (あ)と(い)を 比べて小さい額 【補助基本額】	(え) 過去に利用した 補助額	D (う) - (え) 【補助金額】
<input type="checkbox"/>	1.0相当以上	1,000,000円	×	戸 =	円	円	円
<input type="checkbox"/>	0.7相当以上1.0相当未満	500,000円	×	戸 =	円		
補助対象工事費		A	円	×8/10= (千円未満切捨て)		円	(い)

□耐震改修（簡易耐震改修）							
工事種別		(あ) 補助限度額	(い) 補助対象工事費 (税抜金額)	(う) (い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(え) (あ)と(う)を 比べて小さい額 【補助基本額】	(お) 過去に利用し た補助額	(か) (え) - (お) 【補助金額】
① <input type="checkbox"/>	工事後の耐震性能が工事前よりも向上する 耐震壁の設置工事及び屋根の軽量化工事（耐震診断有）	300,000円	円	円	円	円	円
② <input type="checkbox"/>	屋根の軽量化工事（耐震診断無）	200,000円	円	円	円	円	円
③ <input type="checkbox"/>	屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	100,000円	円	円	円	円	円
④ <input type="checkbox"/>	根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	200,000円	円	円	円	円	円
⑤ <input type="checkbox"/>	有筋の基礎の増設	150,000円	円	円	円	円	円
⑥ <input type="checkbox"/>	耐震シェルターの設置	200,000円	円	円	円	円	円
合計額		B	円		(き)	円	(け)
(こ) 補助金の合計額の上限【200,000(①選択の場合 400,000円) - 過去に利用した補助額の合計額((き)+(く))】			円	(く)	その他過去に利用した補助額	円	円
補助金の合計額：(け)及び(こ)を比べて小さい額		E	円	(裏面に続く)			

□防火改修								
工事種別			(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
			補助限度額	補助対象工事費 (税抜金額)	(い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(あ) と (う) を 比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用 した補助額	(え) - (お) 【補助金額】
①	<input type="checkbox"/>	軒裏の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
②	<input type="checkbox"/>	開口部の防火改修工事	15,000 円 × <input type="text"/> m ² =	円	円	円	円	円
③	<input type="checkbox"/>	長屋の界壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
④	<input type="checkbox"/>	外壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
⑤	<input type="checkbox"/>	感震ブレイカーの設置工事	50,000 円	円	円	円	円	円
合計額			C	円		(き)	円	(く)
(け) 補助金の合計額の上限 【500,000 円 - 過去に利用した補助額 (き)】				円				円
補助金の合計額： (く) 及び (け) を比べて小さい額			F	円				

参考	総工事費用 (税抜金額)	円
----	--------------	---

□耐震改修（本格耐震改修）							
耐震改修後の構造評点					(う) (あ)と(い)を 比べて小さい額 【補助基本額】	(え) 過去に利用し た補助額	D (う) - (え) 【補助金額】
<input type="checkbox"/>	1.0相当以上	※1	1,200,000円 + { (※2) m ² - 120 } × 10,000円 ×	戸 =	円	円	円
<input type="checkbox"/>	0.7相当以上1.0相当未満		600,000円 ×	戸 =	円		
補助対象工事費		A	円	× 8/10 = (千円未満切捨て)	円	(い)	

※1 景観重要建造物等の場合は、【1,600,000円】と修正してください。

※2 120 m²を超える場合のみ延べ面積を記入（小数点以下切捨て。300 m²以上の場合は300と記入）

□耐震改修（簡易耐震改修）							
工事種別		(あ) 補助限度額	(い) 補助対象工事費 (税抜金額)	(う) (い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(え) (あ)と(う)を 比べて小さい額 【補助基本額】	(お) 過去に利用 した補助額	(か) (え) - (お) 【補助金額】
① <input type="checkbox"/>	工事後の耐震性能が工事前よりも向上する耐震壁の設置工事及び屋根の軽量化工事（耐震診断有）	300,000円	円	円	円	円	円
② <input type="checkbox"/>	屋根の軽量化工事（耐震診断無）	200,000円	円	円	円	円	円
③ <input type="checkbox"/>	屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	100,000円	円	円	円	円	円
④ <input type="checkbox"/>	根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	200,000円	円	円	円	円	円
⑤ <input type="checkbox"/>	礎石等の基礎の補修	200,000円	円	円	円	円	円
⑥ <input type="checkbox"/>	土壁の修繕	300,000円	円	円	円	円	円
⑦ <input type="checkbox"/>	柱脚部への足固め、根がらみの設置	100,000円	円	円	円	円	円
⑧ <input type="checkbox"/>	耐震シェルターの設置	200,000円	円	円	円	円	円
合計額		B	円		(き)	円	(け)
(こ) 補助金の合計額の上限【300,000 (①選択の場合 500,000円) - 過去に利用した補助額の合計額 ((き) + (く))】			円	(く)	その他過去に利用した補助額	円	円
補助金の合計額：(け)及び(こ)を比べて小さい額		E	円	(裏面に続く)			

□防火改修

工事種別			(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
			補助限度額	補助対象工事費 (税抜金額)	(い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(あ) と (う) を 比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用 した補助額	(え) - (お) 【補助金額】
①	<input type="checkbox"/>	軒裏の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
②	<input type="checkbox"/>	開口部の防火改修工事	15,000 円 × $m^2 =$	円	円	円	円	円
③	<input type="checkbox"/>	長屋の界壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
④	<input type="checkbox"/>	外壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
⑤	<input type="checkbox"/>	感震ブレーカーの設置工事	50,000 円	円	円	円	円	円
合計額			C	円		(き)	円	(く)
(け) (補助金の合計額：上限【600,000 円－過去に利用した補助額 (き)】)								円
補助金の合計額：(く) 及び (け) を比べて小さい額			F	円				

参考	総工事費用 (税抜金額)	円
----	--------------	---

耐震改修計画書

1 耐震診断を行った者の氏名及び資格登録番号

氏名	
(一級・二級・木造) 建築士	(知事・大臣) 登録第 号

2 補助対象建築物の概要

		木造住宅		京町家等	
		間口	奥行	間口	奥行
現状の耐震診断結果	2階				
	1階				
耐震改修設計後の耐震診断結果	2階				
	1階				
耐震診断手法		<input type="checkbox"/> 一般診断手法 <input type="checkbox"/> 精密診断手法 { <input type="checkbox"/> 保有耐力診断法 <input type="checkbox"/> 保有水平耐力計算による方法 <input type="checkbox"/> 限界耐力計算による方法 <input type="checkbox"/> 京都市都市計画局発行の「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> その他 ()			

3 耐震改修の方針（耐震改修設計の要点や方針を簡潔に記入）

--

4 耐震改修の内容

改修箇所	改修内容

工事着手届出書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) 〒 (-)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第12条第3項の規定により、工事の着手を届け出ます。	
改修工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号

添付書類一覧（番号順に添付してください）

※添付した書類にチェック☑をしてください。	
(1) 補助対象工事の計画図面（縮尺100分の1程度）	<input type="checkbox"/> 添付
(2) 耐震改修設計後の求積図（延べ面積120㎡を超える京町家のみ）	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(3) 耐震改修計画書（第3号様式）	<input type="checkbox"/> 添付
(4) 補助対象工事に要する費用の見積書	<input type="checkbox"/> 添付
(5) 耐震改修設計後の耐震診断書	<input type="checkbox"/> 添付
(5) その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 添付

受付欄 ※この欄には記入しないでください
受付日
中間検査予定時期

変更承認申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第13条第2項の規定により、補助対象工事の変更について申請します。					
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号				
変更承認通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号 ※過去に変更承認を受けている場合に記入				
変 更 の 内 容	防火改修 京都市防災まちづくり推進事業補助金交付要綱第3条の2に規定する区域に存する。 <input type="checkbox"/> はい				
交 付 予 定 額 の 変 更 ※金額に変更がない場合も記入	変更前	補助対象費用 (税抜き)	A 本格耐震改修	円	合計金額 円
			B 簡易耐震改修	円	
			C 防火改修	円	
		交付予定額	D 本格耐震改修	円	合計金額 円
			E 簡易耐震改修	円	
			F 防火改修	円	
	変更後	補助対象費用 (税抜き)	A 本格耐震改修	円	合計金額 円
			B 簡易耐震改修	円	
			C 防火改修	円	
		交付予定額	D 本格耐震改修	円	合計金額 円
			E 簡易耐震改修	円	
			F 防火改修	円	

※ 報告事項に応じて、適宜、写真、交付申請額算出書の資料を添付してください。

受付欄 ※この欄には 記入しないで ください	受付印 防火 (学区)
---------------------------------	--------------------------

第6号様式（令和3年度）

中止・廃止届出書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第13条第3項の規定により、補助対象工事を中止又は廃止する旨を届出します。	
交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号
中止又は廃止の理由	

受付欄 ※この欄には 記入しないで ください	受付印
---------------------------------	-----

実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の住所 (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地) (〒 -)	申請者の氏名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名) (電話 - -)

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第15条及び 京都市既存住宅省エネリフォーム支援補助金交付要綱第14条の規定により、 関係書類を添えて、報告します。(※1)		
まちの匠の知恵 を活かした 京都型 耐震・防火 リフォーム 支援事業	交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都建安第 号
	変更承認通知書の 年月日及び番号 (※2)	年 月 日 京都市指令都建安第 号
京都市既存 住宅省エネ リフォーム 支援事業	交付決定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 京都市指令都住政策 号
	変更承認通知書の 年月日及び番号 (※2)	年 月 日 京都市指令都住政策 号

※1 この面は、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業及び京都既存住宅省エネリフォーム支援事業で共通です。これらの事業を同時に利用する場合、京都既存住宅省エネリフォーム支援事業については、この面を複写して利用することが可能です。

※2 変更承認申請書を提出している場合に記入してください。

複数回変更している場合は、最終の変更承認通知書の年月日及び番号を記入してください。

受付欄 ※この欄には 記入しないで ください	受付印
---------------------------------	-----

□ まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金

補助対象工事に要する費用 (税抜き)	A	本格耐震改修	円	合計金額 円
	B	簡易耐震改修	円	
	C	防火改修	円	
交付予定額 ※変更承認を受けている場合は変更後の金額を記入	D	本格耐震改修	円	合計金額 円
	E	簡易耐震改修	円	
	F	防火改修	円	
軽微な変更の内容 ※軽微な変更がある場合のみ記入	<input type="checkbox"/> 工事種別ごとの交付予定額に変更を生じない工事内容及び補助対象工事に要する費用の変更 【添付書類(5)(6)が必要】 (変更前の補助対象工事に要する費用: 円) <input type="checkbox"/> 工事施工者の変更 (変更後の業者名: 変更後の業者の: 京都市 本店所在地) <input type="checkbox"/> 工事实施者(申請者)の住所の変更 <input type="checkbox"/> その他市長が認めるもの			

添付書類一覧(番号順に添付のこと) ※添付した書類にはチェック☑をしてください。

(1) 補助対象工事に係る請負契約書又はこれに代わる書類の写し	<input type="checkbox"/> 添付
(2) 補助対象工事に要した費用を支出したことを証する領収書の写し	<input type="checkbox"/> 添付
(3) 補助対象工事の下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し (簡易改修又は防火改修の場合、補助対象工事を申請者から直接請け負う工事施工者が、本店又は主たる事務所を京都市外に置く場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(4) 補助対象工事の実施状況を示す写真及び写真撮影方向図 (工事前、工事中及び工事後の写真を、工事部位ごとにまとめること。)	<input type="checkbox"/> 添付
(5) 交付額決定算出書 (木造住宅の場合は第8-1号様式、京町家等の場合は第8-2号様式) ※ 交付決定及び変更承認の通知後、補助対象工事に要する費用に変更がある場合に限る。	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(6) 補助対象工事に係る最終の費用内訳が分かる書類 (清算書、最終の見積書、工事部位および工事内容を明記した図面等) ※ 交付決定及び変更承認の通知後、補助対象工事に要する費用に変更がある場合に限る。	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(7) 軽微な変更の内容に係る書類(軽微な変更がある場合に限る。)	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要
(8) その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 添付 <input type="checkbox"/> 不要

※ 補助対象工事費に変更有る場合のみ提出

□耐震改修（本格耐震改修）

耐震改修後の構造評点				(う)	(え)	D
				(あ)と(い)を比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用した補助額	(う) - (え) 【補助金額】
<input type="checkbox"/>	1.0相当以上	1,000,000円	× 戸 =	円	円	円
<input type="checkbox"/>	0.7相当以上1.0相当未満	500,000円	× 戸 =	円		
補助対象工事費		A	円	× 8/10 = (千円未満切捨て)		

□耐震改修（簡易耐震改修）

工事種別		(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
		補助限度額	補助対象工事費 (税抜金額)	(い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(あ)と(う)を比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用した補助額	(え) - (お) 【補助金額】
① <input type="checkbox"/>	工事後の耐震性能が工事前よりも向上する耐震壁の設置工事及び屋根の軽量化工事（耐震診断有）	300,000円	円	円	円	円	円
② <input type="checkbox"/>	屋根の軽量化工事（耐震診断無）	200,000円	円	円	円	円	円
③ <input type="checkbox"/>	屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	100,000円	円	円	円	円	円
④ <input type="checkbox"/>	根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	200,000円	円	円	円	円	円
⑤ <input type="checkbox"/>	有筋の基礎の増設	150,000円	円	円	円	円	円
⑥ <input type="checkbox"/>	耐震シェルターの設置	200,000円	円	円	円	円	円
合計額		B	円		(き)	円	(け)
(こ) 補助金の合計額の上限【200,000(①選択の場合 400,000円) - 過去に利用した補助額の合計額((き) + (く))】			円	(く)	その他過去に利用した補助額	円	円
補助金の合計額：(け)及び(こ)を比べて小さい額		E	円	(裏面に続く)			

□防火改修

工事種別			(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
			補助限度額	補助対象工事費 (税抜金額)	(い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(あ) と (う) を 比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用 した補助額	(え) - (お) 【補助金額】
①	<input type="checkbox"/>	軒裏の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
②	<input type="checkbox"/>	開口部の防火改修工事	15,000 円 × <input type="text"/> m ² =	円	円	円	円	円
③	<input type="checkbox"/>	長屋の界壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
④	<input type="checkbox"/>	外壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
⑤	<input type="checkbox"/>	感震ブレイカーの設置工事	50,000 円	円	円	円	円	円
合計額			C	円		(き)	円	(く)
(け) 補助金の合計額の上限 【500,000 円 - 過去に利用した補助額 (き)】				円				円
補助金の合計額： (く) 及び (け) を比べて小さい額			F	円				

参考	総工事費用 (税抜金額)	円
----	--------------	---

※ 補助対象工事費に変更有る場合のみ提出

□耐震改修（本格耐震改修）				(う)	(え)	D
耐震改修後の構造評点				(あ)と(い)を比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用した補助額	(う) - (え) 【補助金額】
<input type="checkbox"/>	1.0相当以上	※1	1,200,000円 + { (※2) m ² - 120 } × 10,000円 } × 戸 = 円	(あ)	円	円
<input type="checkbox"/>	0.7相当以上1.0相当未満	600,000円 × 戸 = 円				
補助対象工事費		A	円 × 8/10 = (千円未満切捨て)	(い)	円	円

※1 景観重要建造物等の場合は、【1,600,000円】と修正してください。

※2 120 m²を超える場合のみ延べ面積を記入（小数点以下切捨て。300 m²以上の場合は300と記入）

□耐震改修（簡易耐震改修）		(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
工事種別		補助限度額	補助対象工事費 (税抜金額)	(い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(あ)と(う)を比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用した補助額	(え) - (お) 【補助金額】
① <input type="checkbox"/>	工事後の耐震性能が工事前よりも向上する耐震壁の設置工事及び屋根の軽量化工事（耐震診断有）	300,000円	円	円	円	円	円
② <input type="checkbox"/>	屋根の軽量化工事（耐震診断無）	200,000円	円	円	円	円	円
③ <input type="checkbox"/>	屋根構面又は2階床組若しくは小屋組の水平構面の強化	100,000円	円	円	円	円	円
④ <input type="checkbox"/>	根継ぎ等による土台又は柱等の劣化修繕	200,000円	円	円	円	円	円
⑤ <input type="checkbox"/>	礎石等の基礎の補修	200,000円	円	円	円	円	円
⑥ <input type="checkbox"/>	土壁の修繕	300,000円	円	円	円	円	円
⑦ <input type="checkbox"/>	柱脚部への足固め、根がらみの設置	100,000円	円	円	円	円	円
⑧ <input type="checkbox"/>	耐震シェルターの設置	200,000円	円	円	円	円	円
合計額		B	円		(き)	円	(け)
(こ) 補助金の合計額の上限【300,000 (①選択の場合 500,000円) - 過去に利用した補助額の合計額 ((き) + (く))】			円	(く)	その他過去に利用した補助額	円	円
補助金の合計額： (け) 及び (こ) を比べて小さい額		E	円				

(裏面に続く)

□防火改修								
工事種別			(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)
			補助限度額	補助対象工事費 (税抜金額)	(い) × (8/10) (千円未満切捨て)	(あ) と (う) を 比べて小さい額 【補助基本額】	過去に利用 した補助額	(え) - (お) 【補助金額】
①	<input type="checkbox"/>	軒裏の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
②	<input type="checkbox"/>	開口部の防火改修工事	15,000 円 ×	円	円	円	円	円
③	<input type="checkbox"/>	長屋の界壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
④	<input type="checkbox"/>	外壁の防火改修工事	200,000 円	円	円	円	円	円
⑤	<input type="checkbox"/>	感震ブレーカーの設置工事	50,000 円	円	円	円	円	円
合計額			C	円		(き)	円	(く)
(け) (補助金の合計額：上限【600,000 円－過去に利用した補助額 (き)】)								円
補助金の合計額：(く) 及び (け) を比べて小さい額			F	円				

参考	総工事費用 (税抜金額)	円
----	--------------	---

補助金請求書

年 月 日

（あて先）京都市長	（受付番号：)
申請者の住所 （法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地） （〒 - ）	申請者の氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名） （電話 - - ）

まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援補助金交付要綱第17条の規定により、補助金を請求します。

補助金請求額	円
--------	---

補助金の振込先

振込先金融機関名	銀行			本店					出張所
	信用金庫	信用組合	農協						
受取人	預金種目 1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他	口座番号							
			(フリガナ) <hr/> (口座名義)						

※ 請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名（漢数字）を用いて記入してください。